

【 会 議 録 】（概要）

日時： 平成25年7月16日（火） 午前9時15分～正午

会議名	平成 2 5 年度第 1 回越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会		
場 所	越谷市役所 本庁舎 5 階 第 2 委員会室	資料等	有
議 題	(1) 指定管理者の評価について ・平成 2 4 年度指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価について (2) 指定期間満了に伴う施設の指定管理者について		
出席者	【委員】 堀越会長、中澤副会長、佐藤委員、橋本委員、山越委員（ 5 名） 【施設所管部職員】 （企画部） 立澤企画部長、日下部企画部副参事(兼)人権・男女共同参画推進課長、 井上人権・男女共同参画推進課副課長、 （市民税務部） 小船市民税務部長、高津戸市民課長、 （福祉部） 竹内福祉部副部長(兼)高齢介護課長、高橋障害福祉課長、 砂原高齢介護課副主幹、黒田高齢介護課主査 （協働安全部） 荒井協働安全部長、高橋協働安全部参事(兼)市民活動支援課長、 上原市民活動支援課主幹、 （都市整備部） 横溝都市整備部長、平林都市整備部副参事(兼)市街地整備課長、 戸張公園緑地課長、中野市街地整備課主査、 （教育総務部） 横川教育総務部長、斉藤教育総務部副部長(兼)生涯学習課長、 植田スポーツ振興課長、山梨生涯学習課主幹、 野口スポーツ振興課副主幹、（ 2 1 名） 【事務局】 佐々木企画部副参事(兼)企画課長、早山企画課副主幹、 木村企画課主査、本田企画課主事（ 4 名）		
内 容	会議録（要旨）のとおり		
●決定事項等 ・指定管理者の評価について、審査会としては原案のとおりで意見なしとする。 ・指定期間満了に伴う施設の指定管理者について、審査会としては原案のとおりで意見なしとする。			

会議録（要旨）

司会：企画部副参事(兼)企画課 佐々木課長

1 開会

2 委員自己紹介及び職員紹介

3 会長・副会長の選出

- ・会長に堀越委員、副会長に中澤委員が選出された。

4 会長及び副会長あいさつ

5 議事

(1) 指定管理者の評価について

- ・事務局より指定管理者の評価方法等について説明した。
- ・各施設の所管部長より【資料1】「平成24年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表」に基づき、各施設の評価表について順次概要を説明した。

<質疑・応答>

(A委員) 市民活動支援センターについて、利用者数が全施設の中でかなり多いのはなぜか。また、満足度が極めて高いのにもかかわらず、苦情・要望が多いのはなぜか。

(協働安全部) 市民活動支援センターは越谷駅前の再開発ビルに開設されたものであり、4階部分については中央図書室、5階部分については主に市民活動全般にわたる支援センターと市の観光物産情報コーナーを兼ね備えた施設である。誘客数については、主に中央図書室の利用が多く、また、駅に隣接しているという立地条件が利用者数に大きく影響していると考えている。

苦情・要望については、越谷市の市民活動が非常に活発に行われている一方、指定管理者においては、まちづくりといった面でまだ成熟していない部分があり、相互理解が得られず、苦情となっている。

ハード面としては、多目的スペースにおいて学生の利用が多く、市民活動のスペースが減ってしまうという意見や、活動室が2つしかなく、利用しづらいという意見がある。

(A 委員) 中央図書室の利用ではなく、市民活動支援センターにおいて課題が多いということだが、それぞれ施設に見合った専門的な研修等を行っているのか。

(協働安全部) 図書室と市民活動支援センターは運営内容が異なるため、それぞれの専門分野に沿った研修を行っている。

今後、市民活動に関する運営に対しては、市民活動に関する専門的な相談窓口の開設や、事業の企画立案から市民団体と指定管理者が協働で行っていくような仕組みづくりも検討していきたい。

(B 委員) 市民活動支援センターと図書室では業務形態が異なるため、別々で管理運営を行った方が能率的ではないか。この施設の基本的な枠組みはどのように考えて設置されたのか。

(協働安全部) 市民活動支援センター及び図書室、更には観光物産コーナーを併設することで、駅前の立地条件を利用した越谷東口の再開発に伴うにぎわいの創出を目的としている。

今までの越谷市の住民活動は、市内 13 地区にある地区センターを中心に地域を中心とした活動が主なものであったが、この市民活動支援センターはそのような枠組みを超えた活動や、様々な団体の育成を目的としている。

(A 委員) 図書館の委託に関しては、全市的に同一の基準で行わなければならないが、駅前といった立地条件の違いに合わせてそれぞれの特徴を出すことは可能であると思う。その辺りはどのような対応をされているのか。

(教育総務部) 図書館については教育総務部において所管しており、図書館を中心として、市民活動支援センターに中央図書室、北部市民会館に北部図書室、越谷コミュニティセンターに南部図書室がある。管理運営は、図書館のみ直営で行っており、後の図書室は他の施設の複合施設として機能しているが、全て 1 つの図書館システムの中で貸し出しを行っているため、サービス内容については、均一に行われている。

図書室については、複合施設とすることで管理の効率化と利用者の増加を図っており、立地条件に合わせて図書の内容や冊数が多少異なるが、基本的にはサービスの統一化を図っている。

(議長) 市民活動支援センターと図書室は利用者層が異なるため、アンケートは別々に実施した方が良いのではないかと。

(協働安全部) 今年度、指定管理者の評価を始めて行ったため、来年度に向けて、より良いアンケートの方法について検討していきたい。

(A 委員) 中央図書室の蔵書数の目標と予算はどの程度か。

(教育総務部) 市全体の蔵書数は平成 24 年 4 月 1 日現在、図書館に約 27 万 7 千冊、南部図書室に約 10 万 4 千冊、北部図書室に約 5 万 9 千冊、中央図書室に約 3 万冊あり、この他に移動図書館分として約 2 万冊、配本所に約 6 万冊、家庭文庫に約 1 万 9 千冊あり、越谷市全体で約 56 万 9 千冊の蔵書がある。

予算の関係もあるが、近隣団体等の蔵書状況を勘案し、蔵書を増やしていきたいと考えている。

(議長) 市民活動支援センターの指定管理者選定の際に携わっていたが、現在の状況がプレゼンテーションの際に判断できなかった。

今後、指定管理者を選定する際には、市民活動支援の実力がわかるようなプレゼンテーションの方法を考える必要がある。

(B 委員) 越谷駅東口駐車場について、利用者の利便性に関するアンケートの満足度が他の施設に比べ低いのはなぜか。

(都市整備部) 駐車場という施設の特性上、アンケート用紙への記入依頼が難しいため、アンケートはほぼ聞き取りで行った。また、複雑な質問内容であると回答しづらいため、質問内容も簡素化した。

駐車場は基本的に人的対応がないため、特別すばらしいという意見は取りづらく、「普通」と回答するのが一般的であった。逆に、入庫時に苦労した場合には「不満」といった意見になった。そのため、「満足」という意見が少ないが、施設の特性上特に問題はないと判断している。

(B 委員) 越谷駅東口駐車場の利用者数の目標と現在の利用状況はどの程度か。

(都市整備部) 駐車場は、公共駐車場と商業施設のための駐車場の 2 つの役割をもった施設であるため、収益が商業施設の集客状況に大きく左右される。

駐車場は平成 24 年 6 月 1 日にオープンしたが、商業施設は同年 9 月 1 日以降順次オープンし、現在も一部区画に空きがある。そのため、当初、収容台数 403 台の駐車場に対して、概ね 2 回転から 3 回転の利用台数を目標としていたが、平成 24 年度は 2 回転に満たない利用台数となった。

現在、テナント数も増えており、駐車場利用台数も増加しているため、今後商業施設と連携を図り、更なる利用台数増加を図っていきたい。

- (C 委員) 大袋北交流館について、アンケート数が少ないにもかかわらず、満足度が低い。通常満足している人はアンケートに意見を書かないため、「不満」といった意見に対しては何か具体的な方策を取った方が良いのではないかと考えている。
- (協働安全部) 交流館における貸し館業務については、先着順となっているため、利用が出来なかった際に「不満」といった苦情に繋がっている。そういった苦情については定期的に運営委員会を開催し、改善策を講じている。
- また、全交流館で情報共有を行い、課題等の改善に向けて全体で対応していきたいと考えている。
- (A 委員) 老人福祉センター 3 館については、一体的な管理運営を行っているにもかかわらず、けやき荘のアンケート評価が低いのはなぜか。
- また、指定管理者は評価結果についてどのように考えているのか。
- (福祉部) けやき荘は老人福祉センターの中で最初に建設された施設であり、施設や備品等が古いため、施設の利用しやすさや備品の使いやすさといった点で他の施設より劣る。そのため、けやき荘が他の施設に比べ毎年評価が低いと考えている。
- 指定管理者では、施設の利用者はリピーターが多く、3 館をそれぞれ利用している方が多いため、3 館を比較してしまうと必然的に施設や備品が古いけやき荘の評価が悪くなってしまうのではないかと考えている。
- (A 委員) 指定管理者が事故を起こした場合でも最終的な訴訟対象は市となるため、市民プールについては、安全管理といった部分が一番重要であると考えている。現在社会福祉協議会が指定管理者となっているが、安全管理についてはどのような対応を行っているのか。
- (教育総務部) 指定管理者は社会福祉協議会であるが、プールの監視業務やトレーニング業務については、民間会社のシンコースポーツに再委託している。
- 安全管理については協定書や仕様書において資格保有者の配置を条件としており、委託時に条件を明記し対応している。
- (議長) ④の 1 「定期的に運営協議会を招集し必要な事項を協議しているか」という評価項目について、交流館が全て 3 点と評価されている点、⑥の 1 「市や関係機関との連携体制が整っているか」という評価項目に対し、赤山交流館だけが 2 点で他の交流館については 3 点と評価されている点の理由について伺いたい。
- また、⑥の 1 「市や関係機関との連携体制が整っているか」という評価項目については、市全体としてどのような基準で点数をつけているのか。

(協働安全部) 交流館については、赤山交流館も含め、定期的に役員会を開催し、日々の管理運営状況の把握に以前より意識を持って努められていることから3点と評価した。

また、⑥の1「市や関係機関との連携体制が整っているか」という評価項目に対しては、昨年度、赤山交流館は、他の施設に比べ、会議等への出席回数が少なかったため、評価点を2点とした。

交流館については設備等の老朽化もあり、現場に何らかの影響が出ないよう、密に連携を取っている。また、問題が生じた場合には、市としてすぐに対応できるよう、連絡体制を整えており、そのような意識がこれまで以上に確認されたため、今年度については3点と評価した。

(事務局) ⑥の1「市や関係機関との連携体制が整っているか」という評価項目における評価の基準については、基本的に評価表における2点、3点の違いにある。仕様書あるいは協定書に示した内容の水準であれば2点となるが、指定管理者の独自の判断で、必要と思われる関係機関との連絡調整を図った場合には、仕様書の内容を超えていると判断し、3点としている。

施設によって仕様書の内容が異なるため、3点の基準が一概に同様にはならない。

(B委員) アンケートにおける満足度と評価点の点数に相違がある施設が見受けられるのはなぜか。

(事務局) 評価方法がアンケート結果に拠らないため、アンケート結果と評価点に差異が生じる場合がある。

評価方法については、仕様書を基に基準を超えているかどうかによって点数をつけているが、アンケートについては古い施設であるとか、施設の構造上利用がしにくい場合には「不満」という評価になってしまう。

今後、このアンケートに対する評価についても検討していきたい。

【決定事項】

- ・委員会としては、原案のとおり意見なしとなった。

(2) 指定期間満了に伴う施設の指定管理者について

- ・【資料2】「指定期間満了に伴う施設の指定管理者について」に基づき、教育総務部長より施設の概要及び募集内容について説明を行った。

<質疑・応答>

(D委員) 募集要項(案)の2ページについて、指定管理者の委託料には平成26年4月より予定されている消費税率8%は見込み、平成27年10月より予定されている消費税率10%は見込まないとのことだが、10%に引き上げされた場合にはどのように対応するのか。

(福祉部) 消費税については、8%へ引き上げられることはほぼ確定しているが、10%への引き上げはまだ不確定な要素が多い状況であるため、10%の増額分については見込まなかった。10%への引き上げが確定した際には、指定管理者と協議のうえ、委託料とは別枠で予算を設けるなどの対応をしていきたいと考えている。

(D委員) 10%に消費税率が引き上げられた場合、別途、市と協議をする旨募集要項(案)に補足として記載しておいたほうが良いのではないかと。

(福祉部) 仕様書におけるリスク分担表において、随時協議する旨明記することで対応する。

(B委員) 指定管理者としては市が支払う委託料と使用料収入の2つが大きな収入の枠組みになるのか。

施設によって戻入額が発生しているところもあるが、使用料の取扱いに関する枠組みはどのようなになっているのか。

(事務局) 例えば斎場では、全て条例で使用料を設定しているため、使用料に対する収入については、直接市の歳入としており、それとは全く別に委託料の中で必要な経費を支出している。全国の指定管理者制度の中では、利用料金制度を導入し、その利用料を指定管理者のインセンティブとするといった運営の仕方をしているところもある。

越谷市の場合は、この利用料金制度を導入していないため、歳入と歳出は別であり、最終的に委託料を精算している。利用料金制についても、今後検討していきたい。

(議長) 老人福祉センターにおいて、評価表にある前年度の収入額に対して今回の募集要項(案)に記載されている委託料の額が少ないのはなぜか。

(福祉部) 以前の委託料の中には、水道光熱費や損害保険料が含まれていたが、市で見直しを行った結果、これらの費用については市の一般会計から支出した方が安定した事業の運営が可能になるという結論に至った。これに伴い、今期の委託料より老人福祉センター、市民プールともに光熱水費及び損害保険料を委託料から除いたため、合計額が前回より減額となった。

(A 委員) 老人福祉センターに関しては、仕様書に従事する人員の選出に規定が設けられているが、市民プールに関しては、仕様書に規定がないように見受けられる。市民プールの業務に従事する人員の具体的な選出規定はどのように設定しているのか。

また、市民プールの仕様書には「業務の一括委託の禁止」とあるが、これは、建物全体の管理委託はできないが、一部であれば委託できるという意味か。

(教育総務部) 業務に従事する人員の選出規定は、詳細な仕様書を別途作成しており、そちらに資格保有者の配置等、業務に従事する人員の規定を明記している。

「業務の一括委託の禁止」についてはそのとおりである。プールの監視業務やトレーニングルームの指導業務については全体の管理運営の一部という認識で、再委託をできることとしており、再委託を行う際には、指定管理者が所管課に再委託契約申請書を提出し、所管課において内容を審査した上で許可を出すこととなっている。

現地説明会においてこの内容については説明する予定である。

(A 委員) そもそも全然違う目的のものが複合されている施設の場合、複合施設としてのメリットよりは、別々の指定管理者が専門的管理を行う方が良い気がする。

(B 委員) 応募する側としては、市民プールだけであれば民間企業が応募してくる可能性があるが、老人福祉センターがセットになっているため、なかなか応募しにくいのではないか。その辺りの検討はどのように行ったのか。また、過去の応募状況はどのようなものであったのか。

(福祉部) 複合施設という建物の構造上、ゆりのき荘と市民プールについて、管理を別にしてしまうと、非効率であり、運営しづらい部分があるため、一体管理を行うこととした。

また、老人福祉センター 3 館については、一括委託をすることで、資格保有者等の人員の配置が円滑に行え、統一的な管理運営を行うことができる。

この 2 点の理由から、4 施設一体的に管理できる指定管理者を募集することとなった。

過去の応募状況については、募集要項を取りにきたのが 4 社、そのうち現地説明会に来たのは 3 社、最終的に申し入れが行われたのは、現在の指定管理者である社会福祉協議会 1 社である。

(A委員) プールの意義として、生涯スポーツを発展させるといった観点が必要であると考えるが、管理委託の中ではどこまで考慮されているのか。

(教育総務部) 越谷市の市民プールは生涯スポーツの振興という点ではなく、市民の健康増進を主眼とした施設である。他市においてはスポーツ振興という観点から競泳用のプールを備えている施設もあるが、越谷市では、けがをした後のリハビリ等、市民の健康増進をメインとした施設としている。

(議長) 老人福祉センターの場合、仕様書に「指定管理者募集については、地方自治法、越谷市立老人福祉センター設置及び管理条例・・・による」とあるが、越谷市における高齢者保健福祉計画や介護保険事業計画、自治基本条例についても掲載してみたい。

老人福祉センター管理運営業務仕様書と市民プール業務仕様書の書式が異なっているため、同一の指定管理者を募集するのであれば、統一したほうが見やすいのではないかと。次回に向けて検討していただきたい。

【決定事項】

- ・委員会としては、原案のとおり意見なしとなった。

6 その他

- ・今後の日程について事務局から説明を行った。

7 閉会

- ・副会長より閉会のあいさつをいただいた。